

## 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組みについて（公表）

社会福祉法人広島岳心会は、令和元年10月より以下の施設及び事業所において介護職員等特定処遇改善加算を取得しております。算定要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を次のとおり公開いたします。

介護職員等特定処遇改善加算を取得している施設及び事業所

障害者支援施設野呂山学園

短期入所事業所野呂山学園

多機能型障がい者支援事業所 デイセンターのろさん

多機能型障がい者支援事業所 ライフサポートてんのう

在宅支援センターのろさん

共同生活支援事業所のろさん

特別養護老人ホームのろさん

短期入所事業所のろさん（共生型）

デイサービスセンターグリーンヒル（共生型）

## 1. 介護職員等特定処遇改善加算について

「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において、対応することとされました。この件を受け、令和元年の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

### 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ア) 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
  - イ) 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、複数の取組を行っていること
  - ウ) 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化（ホームページ等で）を行っていること
- という3つの要件を満たしている必要があります。

## 2. 「見える化」要件について

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の算定要件がありますが、処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

## 3. 職場環境要件の提示について

(別表1)のとおり職場環境整備を行っています。

(別表1)

職場環境	当法人としての取り組み
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>* 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実施研修受講支援</li><li>* より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する認知症ケア・サービス提供責任者研修等専門性を高めるための研修受講支援</li><li>* 中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）</li><li>* 研修の受講やキャリアアップ制度と人事考課との連動</li></ul>
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"><li>* 新人介護職員の早期離脱防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度導入</li><li>* 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</li><li>* 介護職員の身体的負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</li><li>* 介護職員の負担軽減のための IT 機器等導入</li><li>* 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実</li><li>* 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li><li>* 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室の整備</li><li>* ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</li><li>* 職員の増員による業務負担の軽減</li><li>* 希望休暇取得制度を活用し勤務配慮</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>* 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li><li>* 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上</li><li>* 非正規職員から正規職員への転換</li></ul>